

写

東京都最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

東京労働局一般公示第193号

東京地方最低賃金審議会は、東京都最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、東京都の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和5年7月20日までに東京地方最低賃金審議会（東京都千代田区九段南1丁目2番1号 九段第3合同庁舎13階 東京労働局労働基準部賃金課内）あて提出されたい。

令和5年7月3日

東京労働局長 辻田 博